

**【参考】みどりの住環境事業費補助金 緑化面積算定の考え方**

※緑化面積算定方法が複数ある場合は任意の方法を選択

樹木				
①木の樹冠ごとの水平投影面積				
②植栽時の樹高により定めた半径により算出された、樹木の幹を中心とした円の水平投影面積		樹高	半径	面積
	中木 B	1.0m 以上 2.5m 未満	1.1m	3.8 m <sup>2</sup>
	中木 A	2.5m 以上 4.0m 未満	1.6m	8.0 m <sup>2</sup>
	高木	4.0m 以上	2.1m	13.8 m <sup>2</sup>
生垣				
地被類及び樹高 1 m 未満の低木類				
①延長 × 植栽基盤の幅	植物等で覆われている部分の水平投影面積			
②延長 × 樹木の高さ				
花壇、家庭菜園				
植物棚等				
植栽可能部分の水平投影面積	補助資材の存する部分の水平投影面積			
壁面緑化				
屋上緑化				
①補助資材の垂直投影面積	植栽可能部分の水平投影面積			
②植栽時のつる性植物等の垂直投影面積				
多層緑化				
高木、中木 A・B の樹冠投影面積と地被類などの水平投影面積が重なり合うように植栽する場合、重なる部分も加算できるものとする。				
多層緑化による緑化面積＝地被類などの水平投影面積＋樹高 1 m 以上の樹木による面積				

特例規定	
接道部の緑化	
接道部分における緑化は、みどりの公開性を評価し、その面積の 1/2 に相当する分を緑化面積に加算することができる。	
対象となる区域は、道路境界側から 2 m 以内とする。	
ただし、道路境界線付近に目隠しフェンスを設置する場合、道路と緑化する敷地の高低差が 2 m 以上ある場合は、適用外。	
接道部の緑化面積＝①道路境界側から 2 m 以内の緑化面積＋＜特例による加算面積（①×1/2）＞	
接道部の緑化（生垣）	
道路境界から 2 m 以内の位置に設置する生垣は、人の目に映るみどりの量の効果を評価し、高さを植栽時 1.5m 以上、植栽密度は延長 1 m あたり 2 本以上とした場合、延長 3 m あたり緑化面積を 10 m <sup>2</sup> に換算できるものとする。	
ただし、生垣より道路境界線側に目隠しフェンスを設置する場合、道路と生垣を植栽する敷地の高低差が 2 m 以上ある場合は、適用外。	